

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 23



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

訓 令

- 鹿児島県職員の服務規程の一部を改正する訓令（※）
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令（※）
（人事課取扱い） 2

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第49号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年鹿児島県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 7 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 14 条第 1 項第 10 号の 3 中「配偶者、」を「職員が、配偶者、」に、「以下この号において同じ。）の」を「）のため又は 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員が、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして知事が定める事由に伴い、その子の世話をを行い、若しくはその子の教育若しくは保育に係る行事のうち知事が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県職員の服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員の服務規程（昭和 35 年鹿児島県訓令第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 第 1 項第 1 号中「第 24 条第 2 項第 10 号」を「第 24 条第 2 項第 9 号」に改め、同項第 8 号の 3 中「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同項第 8 号の 3 の 2 中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同項第 11 号の 4 中「第 24 条第 2 項第 9 号」を「第 24 条第 1 項第 14 号」に改め、同条第 2 項第 3 号中「看護休暇又は子の看護休暇」を「看護等休暇又は子の看

護等休暇」に改め、「疾病」の次に「、学校の休業等」を加える。

第13条の6第2項中「第19条第3項」を「第19条第6項」に改める。

第17条第2項中「(別に定めるところにより家族の看護のために勤務しないことについて承認を受けている場合を除く。)」を削る。

別記第5号様式の3中

「
 次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ のため $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務の制限} \\ \square \text{ 超過勤務の制限} \\ \square \text{ 3歳に満たない子に係るもの} \\ \square \text{ 小学校就学の始期に達するまでの子に係るもの} \end{array} \right)$ を請求します。 を
 」

「
 次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ のため $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 深夜勤務の制限} \\ \square \text{ 超過勤務の制限} \end{array} \right)$ を請求します。 に改める。
 」

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の6第2項の改正規定は同年10月1日から施行する。

鹿児島県訓令第3号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年鹿児島県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第2項第2号中「、第13条第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第2項の規定による請求にあつては」を削る。

第17条中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第24条第1項に次の1号を加える。

(14) 非常勤職員(1年間当たりの勤務日の日数が47日以下である者を除く。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合一の年度において1年間当たりの勤務日の日数に応じ、別表第3の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間

第24条第2項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの子(」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「知事が定める子の世話をを行う」を「知事が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして知事が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち知事が定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの子が」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第3項第8号を削り、同項第7号中「第10号」を「第9号」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1項第14号に掲げる特別休暇 1日又は1時間(当該特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全て)

第24条第4項中「及び第13号」を「から第14号まで」に、「、第3号及び第9号」を「及び

第 3 号」に改め、同条第 5 項中「及び第 13 号」を「，第 13 号及び第 14 号」に，「，第 3 号及び第 9 号」を「及び第 3 号」に改め、同条第 7 項中「及び第 9 号並びに」を「，第 9 号及び第 14 号並びに」に，「，第 3 号及び第 9 号」を「及び第 3 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。